

《鳴門市農業委員会 12月総会 議事録》

開催日時 令和2年12月15日(月) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員 1番 石園 順市 2番 稲木 伸顕 3番 井上 富夫
4番 大西 善郎 5番 小川 佳 7番 高田 吉敏
8番 竹村 昇 10番 中井 弘 11番 濱堀 秀規
12番 林 恭子 13番 林 博子 14番 平瀬 惣一
15番 廣瀬 元則 16番 藤江 厚子 17番 藤本 詳治
18番 増金 義文 19番 松浦 秀樹 20番 向 栄治

欠席委員 6番 里見 廣治 9番 谷口 清美

議 案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(農林水産課)

所有権移転 1件

利用権設定 213件

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 3件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件

報 告

①農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 3件

②農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約) 1件

③農地であることの証明願について 1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただ今から令和2年12月の農業委員会を開会いたします。
開会にあたりまして大西副会長よりご挨拶をお願いします。

大西副会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。
それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。
委員定数20名の内、出席委員18名、欠席委員2名であり、過半数に達しております。
よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。
それでは、この後の進行につきましては、大西副会長様よりお願いいたします。

大西副会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。
本日の議事録署名人は、16番 藤江委員、17番 藤本委員をお願いいたします。
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。
まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。
この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 まず、議案書の差し替えについて先にご説明させていただきます。
「農協別・期間別・利用権設定の状況」の表はお手元にありますか。
申請人の方から変更したいと何件か申し出がありましたので、差し替えをさせていただいております。着色部分が変更点になりますので議案書の差し替えをお願いいたします。

<1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について >

所有権移転 1件 について説明

利用権設定 213件 について説明

大西副会長 ただいまの説明について、ご質問・ご意見等あればお願いします。
ご質問・ご意見等は無いようでございますので、採決いたします。
『議案第1号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西副会長 それでは、『議案第1号』につきましては原案どおり承認といたします。
次に『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長

<2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について >

・申請番号1～3について申請内容説明

大西副会長

次に地元委員さんよりご意見をお願いします。

まず、申請番号1番の案件について地元委員さんご意見お願いいたします。

廣瀬委員

15番。東馬詰・市場担当。申請地は諏訪神社の南側に位置しており、数年前まで近隣神社の方が使用貸借して耕作しておりましたが、遠縁になり耕作をしなくなり荒れ放題になっておりました。

譲受人は現在、里浦町、北灘町で約9000m²を耕作しており、申請地については、現在休耕地となっておりますが、今後農地として整備し、デコポンを栽培する計画です。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

大西副会長

ただいま、地元委員さんからの、ご意見をいただきました。

申請番号1番について、採決いたします。

許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西副会長

申請番号1番については、原案どおり許可といたします。

次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

竹村委員

8番。譲受人は大麻町で蓮根を栽培する農家です。

申請地については、以前から譲受人が借り受けて蓮根を栽培しておりましたが、この度贈与の話がまとまったため、今回の申請となりました。取得後も、同様に蓮根を作付けする計画となっております。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

大西副会長

ただいま、地元委員さんからの、ご意見をいただきました。

申請番号2番について、採決いたします。

許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西副会長

申請番号2番について、原案どおり許可といたします。

次に、申請番号3番の案件について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

小川委員 5番。譲受人は瀬戸町で水稻と梨を栽培している農家です。
申請地については、現在休耕地となっておりますが、今後農地として整備し、水稻を栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

大西副会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号3番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西副会長 申請番号3番については、原案どおり許可といたします。
以上で『議案第2号』については、全てご審議いただきました。
次に『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第5条の規定による許可申請について 4件>
・申請番号1～4について申請内容説明

大西副会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番の案件について、地元委員さんご意見お願いいたします。

藤本委員 17番。申請地は、矢倉市宮団地の東にある農地です。
借人が太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき賃貸借契約が纏まったため、今回の申請となりました。
計画では、整地の後に碎石を敷設し、施設周囲に畦畔及びフェンスを設置して被害防除を図ります。雨水については地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

大西副会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、矢倉市宮団地の東約130mに位置する農地であり、周囲を墓地及び宅地により分断された10ha未満の広がりない農地であり、第2種農地に該当します。
借人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき賃貸借契約が纏まったため、今回の申請となりました。

事業計画では、太陽光発電パネルを228設置、49.5kwの発電出力が見込まれております。

本設備は令和2年8月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約については令和2年2月になされております。

事業計画では、整地を行った後碎石を敷設し、施設周囲に畦畔及びフェンスを設置することにより被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処する計画です。資金計画も妥当であり、代替となる土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

大西副会長

それではお諮りいたします。

申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西副会長

申請番号1番については原案通り承認することといたします。

次に、申請番号2番及び3番の案件について、地元委員さんよりご意見を申し上げます。

井上委員

3番。申請地は、大麻比古神社の南東にある農地です。

借人が太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき賃貸借契約が纏まったため、今回の申請となりました。●●●については太陽光発電設備事業用車両の進入路として利用します。

計画では、整地の後に防草シートを敷設し、既存の土壁及びフェンスの新設により被害防除を図ります。雨水については地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

大西副会長

ただいま地元委員さんからのご意見いただきました。

次に、事務局より農地法の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、大麻比古神社から南東へ約380mに位置しており、宅地と山林に囲まれた10ha未満の広がりがない農地であり第2種農地に該当します。

申請地については、昭和45年4月22日付農地法第5条農地転用許可を受けていたが、所有権移転及び農地転用を行っていない状況でした。そのため今回改めて5条許可の申請を行うこととなりました。

計画では、太陽光発電パネルを190枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれております。

本設備は令和2年1月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も令和2年5月になされております。

事業計画では、整地を行った後防草シートを敷設し、既存の土壁及びフェンスの新設により被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。

資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地等への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

大西副会長

それではお諮りいたします。

申請番号2番及び3番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西副会長

申請番号2番及び3番については原案通り承認することといたします。

次に、申請番号4番の案件について、地元委員さんよりご意見をお願いします。

事務局係長

本日、谷口会長がお休みされておりますので、事務局が意見を代読させていただきます。

申請地はJR池谷駅から東にある農地です。

借人は貸人の息子夫婦であり、現在は板野郡藍住町の借家に住んでいますが、借家が手狭になってきたため、住宅の建設を計画したところ、実家に隣接している申請地が住宅敷地として適地であると判断し、今回の許可申請となりました。

造成については、盛土を行い、周囲にはコンクリート擁壁を新設して土砂・雨水の流出を防ぎ、隣接する農地への被害防除を図ります。

排水については浄化槽から集水枡を経由し、既設水路に放流する計画となっており、地元水利組合の同意も得ているため、許可しても問題ないと考えます。

大西副会長

ただいま地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地はJR池谷駅から東へ150mに位置しており、10ha以上の広がりがある農地ですが、市街地化が見込まれる地区と判断できることから第2種農地に該当します。

借人は貸人の息子夫婦であり、現在は板野郡藍住町の借家に住んでいますが、借家が手狭になってきたため専用住宅の建設を計画したところ、実家に隣接している申請地が住宅敷地として適地であると判断したため、今回の許可申請となりました。

造成については、盛土を行い、周囲にはコンクリート擁壁を新設して土砂・雨水の流出を防ぎ、隣接する農地への被害防除を図ります。

排水については浄化槽から新設の集水枡を経由し、申請地南側に存在する既設水路に放流する計画となっており、地元水利組合の同意も得ております。

また県の建築申請においても、今回の農地法許可申請と平行して適切に許可申請手続きが進められております。

他に適当な土地もなく、周囲への影響も軽微であることなどから事業計画については適当と認められます。

大西副会長 それではお諮りいたします。
申請番号4番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西副会長 申請番号4番については原案通り承認することといたします。
以上で、『議案第3号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第4号』相続税の納税猶予に関する適格者証明に入ります。
申請番号1番の案件について事務局より説明を求めます。

事務局係長 <4. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件>
 ・申請番号1について申請内容説明

大西副会長 次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。
申請番号1番の案件について、地元委員さん申し上げます。

稲木委員 2番。本申請については、申請地が複数地区にまたがっているため、私から一括して説明させていただきます。
申請者は里浦町で甘藷、大根を生産する農家です。
申請地には、甘藷、大根が作付けされており、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき許可しても問題無いと考えます。

大西副会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西副会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり承認することといたします。
以上で、『議案第4号』についてはご審議いただきました。
次に、『議案第5号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長

<5. 報告事項 5件>

- | | |
|-------------------------------------|----|
| ①農地法第5条第1項第6号の規定による届出について | 3件 |
| ②農地法第18条第6項の規定による通知について（残存小作地の合意解約） | 1件 |
| ③農地であることの証明願について | 1件 |

大西副会長

ただ今、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。
無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認すること
といたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。その他、何かございますか。

それでは、これをもちまして令和2年12月の総会を終了いたします。

ありがとうございました。

閉会 14時33分

令和2年12月15日

会 長 谷 口 清 美

議事録署名者 藤 江 厚 子

議事録署名者 藤 本 詳 治